

令和7年第3回基山町議会（定例会）会議録（第6日）						
招集年月日	令和7年9月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和7年9月12日	9時30分	議長	末次	明
	散会	令和7年9月12日	10時53分	議長	末次	明
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	栗 野 久 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	重 松 一 徳	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	末 次 明	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員		10番	重 松 一 徳	11番	大 山 勝 代	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 浩		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		こども課長	山 本 賢 子	
	副 町 長	熊 本 弘 樹		農 林 課 長	大 石 顕	
	教 育 長	柴 田 昌 範		商工観光課長	佐 藤 定 行	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		まちづくり課長	井 上 克 哉	
	企画政策課長	亀 山 博 史		定住促進課長	山 田 恵	
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜		建 設 課 長	今 泉 雅 己	
	税 務 課 長	古 賀 満 宏		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	住 民 課 長	藤 田 和 彦		教育学習課長	井 上 信 治	
	健康増進課長	村 上 妙 子		こども課保育園長	舟 木 徳 茂	
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二		まちづくり課図書館長	城 本 直 子	
	プラチナ社会政策課長		松 田 美 紀	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- 日程第1 総務文教常任委員長報告  
(付託議案第38、39、40、41、42、44、48号)
- 日程第2 厚生産業常任委員長報告  
(付託議案第43、44、45、46、47、48号)
- 討論・採決
- 日程第3 議案第38号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第39号 基山町職員定数条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 基山町税条例の一部改正について
- 日程第8 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第43号 令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第10 議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第45号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第46号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

### (追加日程)

- 日程第1 決議第1号 議案第48号令和7年度基山町一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議について

～午前9時30分 開議～

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る9日から休会中の本会議を開議します。

本会議において諮問第1号の質疑に対する答弁が残っております。

ここで質疑に対する答弁を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

おはようございます。先日、重松議員のほうから、人権擁護委員の選任に当たっての要件というふうな趣旨でお尋ねをいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

人権擁護委員法では、推薦に当たって候補者の要件が規定をされております。要件といたしましては「市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者」、それ以下規定がございますけれども、そういった形で法に規定をされております。

また、欠格条項では「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」、ほかには「人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者」といったことも規定をされております。

以上でございます。

日程第1 総務文教常任委員長報告、日程第2 厚生産業常任委員長報告

○議長（末次 明君）

日程第1．総務文教常任委員長報告、日程第2．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。松石健児総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をいたします。

議案第38号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第39号 基山町職員定数条例の一部改正について

議案第40号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第41号 基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部改正について

議案第42号 基山町税条例の一部改正について

議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）

本委員会は、8月8日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第38、39、40、41、42、44、48号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第39、42、44、48号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第39号 基山町職員定数条例の一部改正について

本条例改正は、町長部局の職員定数を6人増員し、上限150名とする内容です。

職員に関する現在の課題や解決策等についてただしたところ、育休・病休等の長期休業時の課内協力・協業体制を取るほか、臨時的任用職員や会計年度任用職員の採用を行い対応している。将来的には、機構改革や係の統合・分散の在り方についても長期的な視点で検討が必要だと考えている。また、必要な職員数を確保するため、新規採用時には辞退による欠員が生じないように努力したいとの説明を受けました。

当委員会としては、住民への行政サービスの向上に努めつつ、DX推進による業務効率化の具体的施策を進めること。また、事務事業評価等により不要事業・イベント等の廃止・見直しを行うとともに、各課の業務量精査を進め、必要に応じて職員増員を検討するように提案いたしました。

議案第42号 基山町税条例の一部改正について

本条例改正は、国の地方税等の改正に準じ、個人住民税における扶養控除額の見直し及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例規定を新設するものであります。

国の特定扶養控除の見直し内容についてただしたところ、これまで扶養控除の対象となる扶養親族の給与収入は約103万円以下が目安であったが、約123万円以下に引き上げられた。控除対象となる特定扶養親族の大学生（19歳以上23歳未満）の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも控除額を段階的に減額する控除が新設されました。

改正理由について、これまでは特定扶養親族が労働所得を得た場合、給与所得で約103万円を超えると控除の対象とならなくなるため、配偶者控除の対象者と同様に労働時間で所得調整を行っていた。このことにより、社会で慢性的な労働者不足が発生したことなどの理由

により控除額の緩和に至ったとの説明を受けました。

当委員会としては、特定親族特別控除制度の周知に努め、確定申告等相談窓口等で丁寧な説明を実施するように提案いたしました。

議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）

歳出 2款1項5目10節 修繕料54万7,000円

保健センターの空調設備不具合の原因と保守点検についてただしたところ、不具合の原因は空調設備燃料タンク内の灯油に水が混入したことによるもので、水の混入原因は不明であるとの説明を受けました。また、保守点検については空調設備保守点検委託料を毎年予算計上し、委託業者により定期的実施していたが、点検の項目に燃料タンクは含まれていなかったため、再発防止策として保守点検項目に「燃料タンク内の水混入の有無」を追加するよう委託業者に指示を行っているとの説明を受けました。

当委員会としては、保健センターの空調設備不具合はこれまで幾度も発生している。災害時の福祉避難所としても指定されており、災害時に同様の不具合が発生すれば、その機能を果たさない可能性があり、暫定的な修繕にも限界がある。多額の財源を必要とするが、施設の大規模改修や空調設備の改修方針を検討するように提案いたしました。

2款1項15目18節 外部人材活用負担金295万円

総務省の「地域活性化起業人」制度を活用し、DXアドバイザーを再起用する理由をただしたところ、成果については、SNSでの情報発信など上半期の活動成果が多岐にわたり、成果も非常に大きかった。下半期も活動を継続すべく、当初予算と同額の予算を計上した。財源は全額特別交付税で措置され、町の負担はほとんどないため、制度上の上限である3年間は継続活用したい。今度はLINEを活用した公共施設予約システムの構築や、窓口業務のオンライン化等にも取り組んでいく意向の説明を受けました。

当委員会としては、カーシェア利用率向上などにつながる取組を行うよう提案いたしました。

10款4項3目18節 街なみ整備助成事業等補助金468万1,000円

当初予算の内容が変更され、基山商店精米所保存修理事業予算が新たに計上されている理由についてただしたところ、当初予定していた長崎街道沿いの新築事業が中止になり減額になったこと。また、大興善寺本堂保存修理を別の補助金へ組み替えた。これにより確保できた財源を活用し、来年度予定だった当該施設の事業実施を前倒ししたとの説明を受けました。

当委員会としては、当該施設は現在も事業施設として使用されている。税金を投入するため、当該事業者も加入する「まちづくり協議会」において修理後の活用計画を立案し、有効に活用するよう提案いたしました。

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）

歳入 14款2項8目 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）2,094万  
3,000円

効果的な各種事業を実施の際に交付金や補助金等の国庫補助を有効活用することは、町の一般財源の負担軽減にもつながることから、行政として大事な手続である。今回の各事業のほとんどは交付金と一般財源の折半で行われるものであるが、事業によって現時点での精査が不十分で、事業成果に見通しが見えない点も散見されました。

当委員会としては、今回の各事業計画案は短期間で熟慮精選し、交付金獲得に精励したことは理解できますが、前項の問題点を踏まえ、今後、利害関係者との協議を十分図り、不明瞭な点は明確にして議会へ報告するとともに、町民に理解が得られる円滑な事業遂行につなげていくよう提案いたしました。

歳出 2款1項6目17節 備品購入費30万円

新アダプトプログラム事業

事業内容についてただしたところ、街路等のアダプト（里親）制度を推進することで、住民が主体となるまちづくりが推進される。これまでの活動は、ごみ拾いなどにとどまっており、今後は歩道の除草作業や管理されない水路、側溝清掃などに活動を広げていく。今回の予算では、電動草刈り機等の購入を検討しているとの説明を受けました。

自治会や住民の自主的な活動が、本来行政が地元事業者に委託し行うべき除草作業の領域に及んでおり、「行政の仕事の押し付け」と捉えられかねないのではないかとただしたところ、誤解を招かないよう丁寧に説明し進めていくとの説明を受けました。

当委員会としては、アダプトプログラム実施団体（者）に対し、町単独予算による混合油等の消耗品への補助制度創設も検討するように提案いたしました。

10款5項1目8節 特別旅費15万4,000円

10款5項1目10節 消耗品費4万6,000円

10款5項1目10節 印刷製本費80万円

国スポレガシー「卓球」事業

事業内容についてただしたところ、卓球を通じた町の活性化と雇用創出事業である。現在、卓球に取り組んでいる学生を地元企業が正規雇用し、その後、複数の企業が参加する一般社団法人格のクラブチームを創設し、将来的には実業団の日本卓球リーグ参入を目標としたい。まずは来年2月に高校2年生と大学3年生を対象とした合同企業説明会を実施し、最短で令和9年4月の就職者輩出を目指す。参加企業を募り組織を具体化するとともに、指導体制や人件費、選手の雇用条件について詳細な協議を行う。練習は基山町総合体育館を利用することもあるが、他の町民利用に配慮しながら調整するとの説明を受けました。

当委員会としては、参加企業や関係団体と十分な協議を行い、実現可能性のある内容で具体的に進めていくよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（末次 明君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。天本勉厚生産業常任委員長。

#### ○厚生産業常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、厚生産業常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第43号 令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

議案第45号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第46号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳出所管分

本委員会は、9月8日付付託された上記議案を審査の結果、議案第43、44、45、46、47、48号は原案を可決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第44、45、48号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）中歳出所管分

歳出 4款1項3目18節 浄化槽設置整備事業補助金204万2,000円

当補助金を増額した理由についてただしたところ、新築住宅が増えたことにより、5人槽を2基、7人槽を1基分追加した。また、これまで補助対象ではなかった浄化槽の更新分に

ついても、国との協議が調ったため、年度途中だが5人槽1基分を計上した。今後、多くの人に利用していただくため、広く周知していきたいとの説明を受けました。

議案第45号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳出 1款1項1目12節 基幹系情報システム改修業務委託料101万2,000円

国民健康保険税については、現在、医療分・後期高齢者支援金分・介護分の3段階で構成されているが、国では令和8年度から新たに少子化対策の一環として、児童手当の拡充や出産・子育て支援等に充てるため「子ども・子育て支援金」が導入され、徴収が行われるとの説明を受けました。

制度の詳細についてただしたところ、まだ国から具体的な内容が示されていないが、運用開始に当たり今年度中に基幹系システムの改修が必要であるとの説明を受けました。

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）中歳出所管分

歳出 2款1項7目12節 交通安全プロモーション動画作成業務委託料198万円

2款1項7目12節 交通安全教室実施業務委託料144万3,000円

3款1項5目17節 防犯対策備品144万円

プロモーション動画をどのように周知し、移住・定住に結びつけていくのかただしたところ、町のホームページやユーチューブ等で全国に向けて発信し、安心・安全な基山町をPRすることにより移住を促進していきたい。来年度は福岡県内の映画館広告を検討しているとの説明を受けました。

次に、防犯カメラの設置要望と設置基準についてただしたところ、現在まで6か所の要望があり、今回3か所設置する。防犯カメラは通学路や県境の場所を優先したいとの説明を受けました。

また、今回予定している交通安全教室は、外国人を含む町民を対象としたスケアード・ストリート方式（体験型自転車交通安全教室）による教室を実施し、交通安全意識の向上を図ってほしいとの説明を受けました。

当委員会としては、本事業も含め、予算計上するに当たり期間も短く緊急的に計画されたと思われるが、事業実施に当たっては関係者と連携を図り遂行していくよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（末次 明君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、質疑を終結します。

### 日程第3 議案第38号

○議長（末次 明君）

日程第3. 議案第38号 基山町議会議員及び基山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第38号は可決されました。

### 日程第4 議案第39号

○議長（末次 明君）

日程第4. 議案第39号 基山町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第39号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第39号は可決されました。

日程第5 議案第40号

○議長（末次 明君）

日程第5．議案第40号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第40号は可決されました。

日程第6 議案第41号

○議長（末次 明君）

日程第6．議案第41号 基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の  
給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はあり  
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第41号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第41号は可決されました。

## 日程第7 議案第42号

○議長（末次 明君）

日程第7. 議案第42号 基山町税条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第42号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第42号は可決されました。

次に、同意第3号については、本人が議場に在席ですので、本人の退場を求めます。

柴田教育長お願いします。

〔柴田昌範教育長退場〕

## 日程第8 同意第3号

○議長（末次 明君）

日程第8. 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。採決の方法は、無記名投票によって決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、採決の方法は無記名投票によって行うことに決しました。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（末次 明君）

ただいまの出席議員数は、議長を除き12名です。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に中牟田文明議員と佐々木教雄議員を指名します。

ここで投票上の注意をします。同意票は○、不同意票は×、白紙は不同意とみなします。

それでは、投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（末次 明君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱の点検をいたします。

立会人のお二人よろしく願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（末次 明君）

異状なしと認めます。

1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（末次 明君）

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて、開票を行います。

開票立会人は立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（末次 明君）

投票結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中

同意票 11票

不同意票 1票

よって、同意第3号は原案に同意することに決定しました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（末次 明君）

柴田教育長の再入場を求めます。

〔柴田昌範教育長入場〕

#### 日程第9 議案第43号

○議長（末次 明君）

日程第9. 議案第43号 令和6年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第43号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第43号は可決されました。

#### 日程第10 議案第44号

○議長（末次 明君）

日程第10. 議案第44号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第4号）に対する討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第44号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第44号は可決されました。

#### 日程第11 議案第45号

○議長（末次 明君）

日程第11. 議案第45号 令和7年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第45号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第45号は可決されました。

#### 日程第12 議案第46号

○議長（末次 明君）

日程第12. 議案第46号 令和7年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第46号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第46号は可決されました。

#### 日程第13 議案第47号

○議長（末次 明君）

日程第13. 議案第47号 令和7年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第47号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第47号は可決されました。

#### 日程第14 議案第48号

○議長（末次 明君）

日程第14. 議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

全員起立と認めます。よって、議案第48号は可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）  
佐々木教雄議員。

○4番（佐々木教雄君）

動議を提出いたします。

ただいま可決されました議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を提出したいので、許可を求めます。

○議長（末次 明君）

ただいま佐々木議員から議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議提出の動議が出されました。

ここで15分ほど暫時休憩します。

～午前10時11分 休憩～

～午前10時26分 再開～

○議長（末次 明君）

休憩中の会議を再開します。

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議は、基山町議会会議規則（令和3年議会規則第1号）第13条第1項に規定する所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

先ほど提出されました議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題とすることについて御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

御異議なしと認めます。

それでは、追加の日程表を配付いたします。

[資料配付]

○議長（末次 明君）

配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末次 明君）

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1 決議第1号

○議長（末次 明君）

追加日程第1. 決議第1号 議案第48号令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

---

議案第48号 令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議

令和7年第3回基山町議会定例会に9月8日に上程された議案第48号は本日原案どおり可決した。

この議案は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用するものであり、その内容には多岐にわたる事業が含まれている。

しかし、この議案の一部の事業について、その目的・効果・持続可能性について精査が不十分と考えざるを得ない。議会としては本事業の実施に際し、その円滑な遂行と町民生活の向上に資するため、次の事項について万全を期するよう附帯決議を行う。

#### 記

- 1、交付金を活用した事業の実施に際し、町民の意見・要望を汲み上げた事業計画を明確にすること。
- 2、今後、国等の交付金や補助金を活用した新規事業を検討する際、十分な精査を行い、実現可能な事業計画にすること。事業実施にあたり、議会に丁寧な説明を行うこと。
- 3、単年度的な効果にとどまらず、町の発展・活性、町民に沿った持続性の高い事業計画であること。またその成果を議会に報告すること。

よって、基山町議会は本事業が基山町の産業活性化とまちづくりに寄与し、執行部が誠実

に事業を遂行することを強く求めるものである。

以上、決議する。

---

**○議長（末次 明君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑のある方は自席でお願いします。松石健児議員。

**○7番（松石健児君）**

提出者である佐々木議員に質問させていただきます。

その前に、佐々木議員が所属する総務文教常任委員会の委員長として、皆さん御周知のことと思いますが、委員会の役割と合意形成についてお伝えしておきます。

委員会は、議案を専門的に、そして、深く審議する場であります。委員会での議論は、単に議案の賛否を決めるだけでなく、その内容をよりよくするための意見交換や修正案の検討も含まれます。附帯決議が必要であれば、この過程で議論されるのが自然な流れであると思っております。

そして、私は委員長として委員会での議論をまとめ、最終的な結論、つまり議案の可決を導き出す責任者でもあります。委員会での議論を経ずに本会議で附帯決議を提出するという行為は、委員会ですら十分な議論がなされたにもかかわらず、その結論を無視して附帯決議を本会議に持ち込んだとみなされてもおかしくありません。これは委員会の役割と権威を軽んじる行為だと私は思っております。

ですから、附帯決議が必要だと考えるのであれば、本来は委員会での議論を通じて合意形成し、委員会として附帯決議案を作成して、委員長が本会議で提案すべきものだと私は思っております。当然、委員長である私にも、委員会の意見をまとめられなかった、あるいは委員長の委員会運営の下で十分に議論が尽くされなかったという責任を負います。

ただ、今回の件は、佐々木議員も附帯決議の提出に際し、事前に議長にも相談されていますから、本来であれば、議長は附帯決議の提出方法を伝えるだけでなく、これまで述べたように委員会の役割と合意形成について佐々木議員を諭し、委員長である私にも事前に相談を持ちかけていただきたかったと思っております。

そこで、議員として、また、総務文教の委員長として佐々木議員に質問いたします。

佐々木議員も御存じだったと思いますが、今回の総務文教常任委員会審査報告書には、今回の附帯決議に含まれているような内容は盛り込んでおります。それでもなお、委員会に相談せず附帯決議を提出された理由は何でしょうか。

もう一点、先ほど説明したように、今回提出された附帯決議の内容を委員会構成である佐々木議員はなぜ付託された委員会審査で質問して議論を深めなかったのでしょうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（末次 明君）

佐々木議員。前の演壇でお願いします。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

松石健児議員の質問にお答えさせていただきます。

決して総務文教常任委員会及びその委員長である松石健児委員を軽視しているわけではございません。委員会が終了の後、はっきり言いますと翌日でございます——に、いろいろ私なりに考えておる、今回出したような決議の内容でございますけれども、やはり言い足りなかった、物足りなかったという部分がございます。

第2に、これも私の勉強不足、知識不足、経験不足でございますけれども、この附帯決議を提出するに当たっての手順そのものというものを、松石健児議員がおっしゃるように委員会経由で出すのが当然だとは思いますが、その時点では私の認識、知識が足りず、経験不足で、この手順という部分を軽視したことは反省いたしておりますし、委員長には深く謝りたい、謝りたいというふうに思っております。

次の質問、ちょっとすみません、メモが取れなかった——何ておっしゃったんですかね。

○議長（末次 明君）

もう一度、松石健児議員。

○7番（松石健児君）

内容を委員会で十分、この附帯決議を行うことなく、もっと深く佐々木委員は議論することができなかったのでしょうかということです。

○議長（末次 明君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

さらに深くするということがあったと思います。私としてもまだまだ、実を申しますと言

い足りなかったこと、聞き足りなかったこと、提案し足りなかったこと、多々ありました。ただ、そこには執行部の皆さんの御努力、ここまで事業計画を練り上げた部分というのも考慮しました。これはある意味、執行部の皆さんに対する私の敬意と申しましょ—という部分で抑えた部分がございます。ただし、先ほど述べましたように、その後、言い足りなかった部分、提案し足りなかった部分を、まずは委員長に御報告、相談すべきだったというふうには深く反省しております。

以上でございます。

○議長（末次 明君）

ほかに松石健児委員からの質問に対して提出者の中から答弁される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

じゃ、ほかに質問ございませんか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

今回の附帯決議ですけれども、委員長報告の中にも盛り込まれているところが多々あると思っております。なぜ、わざわざ附帯決議を出す必要があったのか、そこを教えてください。

○議長（末次 明君）

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

中牟田議員の御質問にお答えいたします。

確かに、委員長報告の中に同様のことが明記されていると思います。なぜ、さらにこの附帯決議を提出したかと申しますと、委員長プラス議会全体として、再度、執行部の皆様にも御認識いただきたいという意見です。

それともう一つは、総務文教常任委員会の報告書には、私と同意見といたしますか、私の提出した内容と類似するところはあったかと思っておりますけれども、厚生産業常任委員会の報告書においては、そこまでの報告はなかったと思います。私は総務文教常任委員会の構成員ではありませんけれども、厚生産業常任委員会の中でも、さらに質疑を深める、議論を深める場面があってもよかったのかなというふうに思います。

そういったことを含めて、今回提出させていただきました。

以上です。

○議長（末次 明君）

いいでしょうか。中牟田議員。

○3番（中牟田文明君）

先ほどの答弁、完全な委員会軽視じゃないかなと思います。それは、やっぱり委員長として松石委員長が怒るのも無理はないと考えております。

それで、次に質問いたします。

この決議内容ですね、当たり前のことを当たり前に言っております。これは執行部の軽視、信用していないじゃないか、執行部をばかにしているのかな、こんなことを書いてと。

（「言い過ぎばい」と呼ぶ者あり）そうですか、すみません、それは訂正いたします。

ただ、軽視、執行部を信じていないんじゃないかなと。執行部だけじゃなくて、そこに働いている職員、それも信用していないんじゃないかと。これを決議することによって、議会のほうが執行部は信用できない、この事業自体も信用できない、そういうふうに取り扱しました。（「どこにそういう文章があるね」と呼ぶ者あり）いや、そういうふうに取り扱しました。この文書を出すこと自体がそういうふうに取り扱しました。

委員会報告についても、ちゃんとこの内容的なところは言っていると思います。

そこで確認なんですけど、佐々木議員は執行部、また、そこに働いている職員、それを信じていないということですか。事業の遂行自体はできないということですかね。そこをお答え願いたいと思います。

○議長（末次 明君）

佐々木教雄議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

中牟田議員の御質問にお答えしますが、執行部を信用していないかと、そんなばかなことはありませんよ。そんなことは聞かんでください。

○議長（末次 明君）

冷静にね。佐々木教雄議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

私は執行部を全面的に信用しております。ただ、執行するに当たり、この事業計画をつくるに当たり、もう少し精査、熟考してほしかった、そういう部分が多々ある。町長以下執行

部の皆さん、この補正予算を獲得するためにすごく努力しているというのは重々承知しております。ただし、ただしですよ、その中で中牟田議員自身も感じる部分があった議案といいますか、事業計画があったんじゃないか。そこは、何でもかんでもとにかく出してみようというんじゃないくて、本当に町民に寄り添った事業計画であるべきだと。（「何でもかんでもはまずい」と呼ぶ者あり）はい、申し訳ございません。そういうふうなですね、ちゃんと精査を行ってほしいということでございます。

それと、持続可能性をもっともっと考えた議案であってほしい、そういう願いから、今回こういうふうに出させていただきました。

さらに言うならば、私は民間育ちでございます。三十数年、民間企業で働かせていただきましたけれども、民間企業において当然、事業計画をつくります。事業を行ってまいります。ただ、その場合、事業が失敗した場合においては、民間企業の社員というのは降格、減俸、いわゆる信賞必罰というのが必ずあります。ところが、こういう行政の事業というものに関しては、遂行して、例えば、それが失敗、成功しなかった、効果が見えづらかったということに関しても、降格であるとか減俸であるとか、性質が違いますから、そういうような処分等々というのはございません。その分ですね、職員の皆様、執行部の皆様においては、さらに考慮を深めていただき、精査を深めていただき議案の提出をお願いしたい、こういうふうに思っています。私は今回の決議を出させていただきました。

以上でございます。

**○議長（末次 明君）**

いいでしょうか。ほか質問ございませんか。中牟田議員。

**○3番（中牟田文明君）**

職員を信用していると。安心しました。

ただ、意見等はあったということで、今回、決議書のほうを出されてあるということで、理解はできます。ですけど、やはり委員会に付託されて、その中で委員長が報告している、それに輪をかけて同じような方法、同じような内容の附帯決議案を出してある、そこら辺はやはり疑問に思います。

先ほど申しましたけど、委員会軽視じゃないかと思えますけど、そこはどうですか。

**○議長（末次 明君）**

佐々木議員。

**○4番（佐々木教雄君）（登壇）**

お答えします。

冒頭、松石健児議員からの御質問の中でも答えましたが、私は決して委員会及び委員長を軽視しているつもりはございません。

今回これを出す手順等々において、これは私の経験不足、知識不足というものがなせたことなんで、大変反省はしております。次回こういうことがあれば、きちっとした手順を踏んで行っていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（末次 明君）**

ほかありませんか。天本勉議員。

**○6番（天本 勉君）**

私も、先ほど委員長審査報告の中で最後に述べさせていただきました。当委員会としては、交通安全プロモーションですね、3つぐらい最後述べましたが、最後に、本事業を含めて、予算計上するに当たっては期間も短く、緊急的に計画されたと思われまけれども、事業実施に当たっては関係団体、関係者と連携を取りながら進めていただきたいということで言いました。

それで、午後の審査のときにいろいろ説明を聞く中で、社交金が少なくなったからこの第2世代交付金を使って事業の遂行をしていきたいと。期間は短くて、企画政策課の亀山課長が、そういう交付金が来たときに、こういうことで事業を推進、遂行していきたいから関係各課に要望されて、流されて、そして、各課から事業が上がって今回3,700万円ぐらいの予算規模になっておりますけれども、基山町の限られた財源の中で補助金を活用しながら大切な税金を有効かつ適切に使っていくと、これは基山町の当然なことです。職員も当然なことです。財源を探し出して税金を有効に使う。この補助金を使って提案された。そこら辺で町民の方もようやくと喜ばれていると思います。

BバイC、ベネフィット・バイ・コストでありますけど、職員がこれをやったというのは、私は成果として十分認めていいと思っておりますけど、税金を有効に使うというお考えをちょっと教えていただけますでしょうか。

**○議長（末次 明君）**

佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）（登壇）

天本議員の御質問でございますが、税金を有効に使うということ、これはもう当たり前、ごくごく当たり前のことだと思います。

町長以下執行部の皆さんが、こういう言い方、表現はよくないのかな、鵜の目鷹の目じゃないんですけれども、進めておる事業に対して補助金を何とかつけることはできないのか、これは当然、基山町財政に反映するものでございますので、この御努力というのは確かにおっしゃるとおりでございます。

補助金の有効活用という部分でございますけれども、これが全部——今回も私、一部の事業計画でというふうに書いております。確かに今回の計画の中でも、特に安全面、防犯カメラであるとか、こういった部分に関しては、今日にでも明日にでも、とにかく安全対策に関しては来年に繰り越すのではなく、やっぱり年度内で遂行するというような、こういう重要な事業も含まれておりますので、こういう部分に関して動いていただけるというのは感謝を申し上げます。

片や、将来性、持続性という部分では非常に疑問の部分がありました。そこについて、この事業計画をつくること自体に私は問題があると言っているんじゃないでなくて、補助金を確保しに行く段階、もしくは、ちゃんと議員に説明する段階において、もう少し丁寧にやっていただきたいかった。議員全員がこの将来性、持続性というものに関して納得できる御説明、御提案をいただきたいかったというふうな思いで、今回提出させていただきました。

以上です。

○議長（末次 明君）

天本議員いいでしょうか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。（「退席すつとね」と呼ぶ者あり）退席ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）退席しますと言ってもらって。（「すみません、退席します」と

呼ぶ者あり)

〔中牟田議員退場〕

○議長（末次 明君）

それでは、決議第1号 議案第48号令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議を採決します。

本案を決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（末次 明君）

賛成多数と認めます。よって、決議第1号 議案第48号令和7年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議は可決されました。

それでは、中牟田議員に入ってもらって。

〔中牟田議員入場〕

#### 日程第15 諮問第1号

○議長（末次 明君）

日程第15. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

ないようですので、討論を終結します。

諮問第1号については意見なしと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次 明君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は意見なしと決しました。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前10時53分 散会～